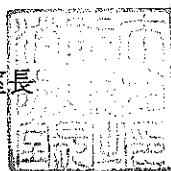


消防安第195号  
平成16年9月17日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消防庁防火安全室長



### 「防炎表示者登録要綱」等の一部改正について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第54号）による関係指定機関の登録機関化に伴い、平成16年9月17日総務省令第115号により登録確認機関が登録されました。

これに伴う所要の規定整備等を図るため、下記のとおり標記要綱等の一部を改正しますので通知します。

また、このことについて、貴都道府県内の市町村にも周知いただくようお願いします。

#### 記

##### 1 防炎表示者登録要綱の一部改正

「防炎表示制度の運用について」（平成13年2月6日付け消防予第42号）別添1の「防炎表示者登録要綱」の一部を次のように改正する。

第2、1（2）、同2（2）及び（3）並びに同3（1）中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改める。

第3柱書中「別記様式第2の変更届出書により」を削り、第3、1の見出しを「変更届によらない場合」に改め、同1中「新たに申請」を「、新たに登録申請」に、「廃業」を「廃業等」に改め、同2の見出しを「変更届による場合」に改め、同2の見出しの次に次の柱書を加える。

次の変更は、別記様式第2の変更届出書により届出を行うものとする。

第3、2（2）①中「品質管理のための設備及び器具」を「品質管理のための機器」に改める。

第3、3の見出しを「登録事項変更届の受理」に改め、同3（2）中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改める。

第4（見出しを含む。）中「廃業」を「廃業等」に改める。

第5、1中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改める。

別記様式第1中「別記様式3ウ・4ウ」を「別記様式第3口・4口」に、「別記様式7、1」を「別記様式第7」に、

「

品質管理(受入検査、派出検査を含む。)に関するマニュアルの有無

」を

品質管理(受入検査、派出検査を含む。) に関するマニュアルの有無	別記様式第8
-------------------------------------	--------

」に、

受入管理 派出管理	8	受入、派出の記録を整理して保管する ことができること	別記様式9、3
	9	防炎性能の確認結果等の記録を整理し て保管することができること	別記様式9、3


」を

受入管理 派出管理	8	受入、派出の記録を整理して保管する ことができること	別記様式第9


」に、

「10」を「9」に改める。

別記様式第2中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改める。

別記様式第3中「廃業」を「廃業等」に、「指定確認機関」を「登録確認機関」に改める。

## 2 登録申請書作成要領の一部改正

「防炎表示制度の運用について」(平成13年2月6日付け消防予第42号)別添2の「登録申請書作成要領」の一部を次のように改正する。

第1、1中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改める。

第2、1(4)中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同1(5)の見出しを「専門技術者配置説明書」に改め、同1(5)中「及び第8」を削り、「、別記様式第7中、専門技術者についての欄を空欄とする」を「、当該説明書は不要である」に改める。

第2、1(5)の次に次のように加える。

### 「(6) 防炎物品の品質管理方法の説明書

別記様式第8に基づいて作成したものであること。」

第2、2(3)中「別記様式第7及び第8」を「別記様式第9」に改める。

別記様式第1を次のように改める。

別記様式第1

申請者の営業概要

1 会社概要

商 号	
資本金（法人の場合）	千円
創 業 年 月	年 月
従 業 員 数	名
連 絡 先	担当者（役職・氏名） 電 話： — —

2 会社組織図

--	--

3 施設の概要

区分	住 所・連絡先	備 考
自 社 工 場		
下 請 工 場		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3の備考3中「設備」の次に「及び器具」を加える。

別記様式第4の備考3中「設備」の次に「及び器具」を加える。

別記様式第5（表題を含む。）中「設備及び器具」を「機器」に改め、同様式の備考3中「合板」を「カーテン及び幕類以外」に改める。

別記様式第6（表題を含む。）中「設備及び器具」を「機器」に改め、同様式の備考3中「及び「耐洗たく性能に係る試験機」」及び「それぞれ」を削る。

別記様式第7を次のように改める。

別記様式第7

専門技術者配置説明書

下記のとおり防炎表示を付する者の登録の基準第3第4号に規定する専門技術者を品質管理部門に置いています。

記

氏名	生年月日	住所	学歴	防炎処理又は研究の従事期間	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 専門技術者の「氏名」の下に、所属部署を記載すること。
- 3 「学歴」の欄には、工業化学等に関する学科又は課程を修了した学校名又は課程名を記載し、卒業証明書(写)を添付すること。
- 4 「防炎処理又は研究の従事期間」の欄には、防炎処理又は研究に従事した年月数を通算して記載すること。
- 5 登録基準第3、4(1)及び(2)に該当しない者を専門技術者とする場合には、備考欄にその旨を記載し、その者が防炎加工のための知識及び技能を有することを証する書類等を添付すること。

別記様式第8の表題を「防炎物品の品質管理方法の説明書」に改め、同様式1②（見出しを含む。）中「役職」の次に「及び氏名」を加え、

「品質管理責任者　（所属）\_\_\_\_\_（役職）\_\_\_\_\_」を

「品質管理責任者　（所属）\_\_\_\_\_（役職）\_\_\_\_\_」

（氏名）\_\_\_\_\_」に改め、

同様式2（2）中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改める。

別記様式第8の次に次の様式を加える。

別記様式第9

防炎物品の受入管理及び払出管理方法の説明書

1 防炎物品の受入管理及び払出管理の方法  
(防炎物品の受入管理及び払出管理は適切に行うとともに、2の様式の例により、その内容を記録する。)

2 受入及び払出の記録の様式  
(様式の一例)

年月日	防炎物品の種類及び名称	受入		払出		在庫数量	備考
		数量	受入先	数量	払出先		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### 3 防炎表示を付する者の登録の基準等の運用上の留意事項の一部改正

「防炎表示制度の運用について」(平成13年2月6日付け消防予第42号)別添3の「防炎表示を付する者の登録の基準等の運用上の留意事項」の一部を次のように改正する。

第1中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改める。

第2、1(4)中「第4条の3第3項、第4項及び第5項」を「第4条の3第4項から第7項まで」に改め、同(5)中「別表第1」を「別表第1の2の2」に改める。

第3、1中「第4条の4別表第1」を「別表第1の2の2」に改め、同4中「及び第7項」を削る。

「防炎表示者登録要綱」等新旧対照表

新		防炎表示者登録要綱	防炎表示者登録要綱	日
第1	第2	第1 趣旨 (略)	第2 登録申請 消防庁長官への申請	
第1 趣旨 (略)	(1) 登録申請 消防庁長官への申請	(1) 登録申請 消防庁長官への申請	(1) 登録申請 消防庁長官への申請	
	(2) 登録確認機関によるもの。以下同じ。登録確認機関は、当該登録申請者が登録申請され、登録申請が登録確認機関の印が付された書類又はその写しであること。		(2) 指定確認機関によるもの。以下同じ。登録申請者は、当該指定確認機関が登録申請され、登録申請が登録確認機関の印が付された書類又はその写しであること。	
	ア 登録申請者の名称、住所 イ 登録確認機関の名称 ウ 確認の申し込みを受けた年月日 エ 確認を行う防炎対象物品又はその材料の種類 オ 確認の対象となる業種	ア 登録申請者の名称、住所 イ 登録確認機関の名称 ウ 確認の申し込みを受けた年月日 エ 確認を行う防炎対象物品又はその材料の種類 オ 確認の対象となる業種	ア 登録申請者の名称、住所 イ 登録確認機関の名称 ウ 確認の申し込みを受けた年月日 エ 確認を行う防炎対象物品又はその材料の種類 オ 確認の対象となる業種	
	2 消防庁長官による登録の審査	2 消防庁長官による登録の審査	2 消防庁長官による登録の審査	
	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 消防長は、(1)の通知を受けたとき、申請内容の確認等を行い、消防庁長官あてに当該通知に係る登録についての意見を提出することができる。なお、意見書の記載内容については、別記様式第1を参考とする。また、意見書を提出するにあたって事業場等に調査を行うときは、当該調査の対象となる申請者が規則第4条の5第2項の規定に基づき登録確認機関に申込みをしている場合に登録確認機関の調査を同時期に受けること等があるので、申請者の負担軽減に配慮するものとする。	(2) 消防長は、(1)の通知を受けたとき、申請内容の確認等を行い、消防庁長官あてに当該通知に係る登録についての意見を提出することができる。なお、意見書の記載内容については、別記様式第1を参考とする。また、意見書を提出するにあたって事業場等に調査を行うときは、当該調査の対象となる申請者が規則第4条の5第2項の規定に基づき登録確認機関に申込みをしている場合に登録確認機関の調査を同時期に受けること等があるので、申請者の負担軽減に配慮するものとする。		
	(3) 消防庁長官は、登録の申請を受けたときは、登録申請者が「防炎表示をする者の登録の基準及び登録確認機関に申込	(3) 消防庁長官は、登録の申請を受けたときは、登録申請者が「防炎表示をする者の登録の基準及び登録確認機関に申込	(3) 消防庁長官は、登録の申請を受けたときは、登録申請者が「防炎表示をする者の登録の基準及び登録確認機関に申込	

<p>新</p> <p>みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件(平成12年消防庁告示第9号)。以下「登録基準」という。」に適合するかどうかについて審査し、その結果に基づき、登録申請者を防炎表示者として登録するかどうかを決定するものとする。</p> <p>3 登録手続</p> <p>(1) 消防庁長官は、2(3)の規定による登録の審査が終了したときは、登録申請者、2(1)による通知を行った消防長及び登録申請者が<u>登録確認機関に防炎性能の確認の申込みをして</u>いる場合にあっては当該登録確認機関に対し、その結果を通知するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件(平成12年消防庁告示第9号)。以下「登録基準」という。」に適合するかどうかについて審査し、その結果に基づき、登録申請者を防炎表示者として登録するかどうかを決定するものとする。</p> <p>3 登録手續</p> <p>(1) 消防庁長官は、2(3)の規定による登録の審査が終了したときは、登録申請者、2(1)による通知を行った消防長及び登録申請者が<u>登録確認機関に防炎性能の確認の申込みをして</u>いる場合にあっては当該<u>指定確認機関</u>に対し、その結果を通知するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第3 変更届出</p> <p>登録表示者は、規則第4条の4第5項の規定により、申請書等に記載した事項を変更しようとするとときは、次に規定する方法で、消防庁長官に届け出るものとする。</p> <p>1 変更届によらない場合</p> <p>次の場合には、変更届出で処理することなく、新たに<u>登録申請を行</u>うものとし、合わせて第4に示すように、<u>廃業等届出を行</u>うものとする。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>2 変更届による場合</p> <p>次の変更は、別記様式第2の変更届出書により届出を行うものとする。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(2) 申請書の添付書類の変更</p> <p>① 防炎性能を付与するための設備及び器具の変更又は品質管理のための機器の変更については、同機種同等品との交換は含まないものとする。</p>
--	--	--

新	旧
<p>②～④ (略)</p> <p>3 登録事項変更届の受理</p> <p>(1) 消防庁長官は、(1) の調査を行うときには、変更の内容が重大な変更であると認めるとときは、第2、2 (1) に準じて通知を行うとともに、<u>登録確認機関</u>に防炎性能の確認の申し込みを行っている旨の届出が変更前又は変更の届出においてなされている場合にあっては当該登録確認機関に報告を求めることがある。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>②～④ (略)</p> <p>3 登録内容変更届の受理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防庁長官は、(1) の調査を行うときに、変更の内容が重大な変更であると認めるとときは、第2、2 (1) に準じて通知を行うとともに、<u>指定確認機関</u>に防炎性能の確認の申し込みを行っている旨の届出が変更前又は変更の届出においてなされている場合にあっては当該指定確認機関に報告を求めることがある。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第4 廃業届出</p> <p>登録された者が廃業する場合、組織変更を行い、新たに申請を行いう場合は業種の変更等を行う場合には別記様式第3の防炎表示を付する者の廃業届出書により、廃業した旨を届け出るものとする。</p> <p>1 組織の変更等又は業種の変更等を行い、新たに登録を申請しようとする者は、登録申請書と合わせて<u>廃業届出</u>を提出するものとするが、極力同時に行うように行なう。</p> <p>2 消防庁長官は、<u>廃業届出</u>を受けた場合には、登録の取り消しを行い、第2、3 (1) に準じて通知するものとする。</p>	<p>第4 廃業届出</p> <p>登録された者が廃業する場合、組織変更を行い、新たに申請を行いう場合には別記様式第3の防炎表示を付する者の廃業等届出書により、廃業等した旨を届け出るものとする。</p> <p>1 組織の変更等又は業種の変更等を行い、新たに登録を申請しようとする者は、登録申請書と合わせて<u>廃業等届出</u>を提出するものとするが、極力同時に行うように行なう。</p> <p>2 消防庁長官は、<u>廃業等届出</u>を受けた場合には、登録の取り消しを行い、第2、3 (1) に準じて通知するものとする。</p>
<p>第5 登録の取消し</p> <p>1 消防庁長官は、消防長、<u>登録確認機関</u>その他の者から、次に掲げる登録表示者についての情報を得たときは、当該情報について、事実関係の調査を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第5 登録の取消し</p> <p>1 消防庁長官は、消防長、<u>登録確認機関</u>その他の者から、次に掲げる登録表示者についての情報を得たときは、当該情報について、事実関係の調査を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>



新

別紙記載式第2  
防炎表示書き換え申請書

消防庁気宮 殿	平成 年 月 日
届出者住所 〒	届出者住所 〒
氏名(法人の場合は、社名又は店名)	氏名(法人の場合は、社名又は店名)
防炎表示者としての登録事項を変更したいので、下記により届け出ます。	
記	
防炎表示者の属性	記
登録番号 登録者は如何に変更したい 防火性能等の確認方法 (いすゞ商事に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 登録業者登録による。 <input type="checkbox"/> 登録業者登録による。 <input type="checkbox"/> 自ら行う。
変更事項	登録番号又は前回変更時の 防火性能の確認方法 (いすゞ商事に○印)
変更事項	変更事由
※ 交付欄	※ 交付欄
※ 交付欄	※ 交付欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 防炎性能を与えたための処理、品質管理等のための設備又は機械器具の状況等を変更するときは、通常必要な書類を添付すること。
- 3 更後に監査認証機関に防炎性能の確認を行わせる場合には、監査認証機関に確認の申込みをした旨を記入する旨を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと

別紙記載式第2  
防炎表示書き換え申請書

消防庁長官 殿	平成 年 月 日
届出者住所 〒	届出者住所 〒
氏名(法人の場合は、社名又は店名)	氏名(法人の場合は、社名又は店名)
防炎表示者としての登録事項を変更したいので、下記により届け出ます。	
記	
防炎表示者の属性	記
登録番号 登録者は如何に変更したい 防火性能等の確認方法 (いすゞ商事に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 登録業者登録による。 <input type="checkbox"/> 登録業者登録による。 <input type="checkbox"/> 自ら行う。
変更事項	変更前
※ 交付欄	※ 交付欄
※ 交付欄	※ 交付欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 防炎性能を与えたための処理、品質管理等のための設備又は機械器具の状況等を変更するときは、通常必要な書類を添付すること。
- 3 変更後監査認証機関に防炎性能の確認を行わせる場合には、監査認証機関に確認の申込みをした旨を記入する旨を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと



新	登録申請書作成要領	登録申請書について	登録申請書作成要領
第1 1 業種について	業種の欄は、1から4までの該当するものすべてを〇印で囲むこと。 なお、それぞれの業種は「防炎表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件(平成12年消防庁告示第9号。以下「登録基準」という。)」に掲げるものに従い、次によること。 (1) ~ (4) (略) 2・3 (略)	第1 申請書について 1 業種の欄は、1から4までの該当するものすべてを〇印で囲むこと。 なお、それぞれの業種は「防炎表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件(平成12年消防庁告示第9号。以下「登録基準」という。)」に掲げるものに従い、次によること。	第1 申請書について 1 業種の欄は、1から4までの該当するものすべてを〇印で囲むこと。 なお、それぞれの業種は「防炎表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件(平成12年消防庁告示第9号。以下「登録基準」という。)」に掲げるものに従い、次によること。
第2 2 添付書類について	添付書類について 1 (略) (1) ~ (3) (略) (4) 品質管理の機器等について 防炎性能の確認を自ら行うこととする場合にあっては、業種の区分ごとに別記様式第5又は第6に基づいて作成した品質管理の機器等の説明書を添付すること。なお、防炎性能の確認を登録確認機関に継続的に行わせることとしている場合には、その旨を証する書類を防炎表示者登録要綱第2、1(2)により消防庁長官に提出すること。 (5) 専門技術者配置説明書 別記様式第7に基づいて作成したものであること。なお、第1、1(3)に掲げる業種にあっては、当該説明書は不要であること。 (6) 防炎物品の品質管理方法の説明書 別記様式第8に基づいて作成したものであること。 2 (略)	添付書類について 1 (略) (1) ~ (3) (略) (4) 品質管理の機器等について 防炎性能の確認を自ら行うこととする場合にあっては、業種の区分ごとに別記様式第5又は第6に基づいて作成した品質管理の機器等の説明書を添付すること。なお、防炎性能の確認を登録確認機関に継続的に行わせることとしている場合には、その旨を証する書類を防炎表示者登録要綱第2、1(2)により消防庁長官に提出すること。 (5) 専門技術者並びに防炎物品の受入管理及び派出管理方法の説明書 別記様式第7及び第8に基づいて作成したものであること。なお、第1、1(3)に掲げる業種にあっては、別記様式第7中、専門技術者についての欄を空欄とすること。 2 (略)	添付書類について 1 (略) (1) ~ (3) (略) (4) 品質管理の機器等について 防炎性能の確認を自ら行うこととする場合にあっては、業種の区分ごとに別記様式第5又は第6に基づいて作成した品質管理の機器等の説明書を添付すること。なお、防炎性能の確認を登録確認機関に継続的に行わせることとしている場合には、その旨を証する書類を防炎表示者登録要綱第2、1(2)により消防庁長官に提出すること。 (5) 専門技術者並びに防炎物品の受入管理及び派出管理方法の説明書 別記様式第7及び第8に基づいて作成したものであること。なお、第1、1(3)に掲げる業種にあっては、別記様式第7中、専門技術者についての欄を空欄とすること。 2 (略)

新	旧
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 防炎物品の受入管理及び払出管理方法の説明書 別記様式第9に基づいて作成したものであること。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 防炎物品の受入管理及び払出管理方法の説明書 別記様式第7及び第8に基づいて作成したものである こと。</p>

新

日

申請者の営業概要  
別記様式第1

## 申請者の営業概要

## 別記様式第1

## 申請者の営業概要

## 別記様式第1

西 京 本 社 副 理 事 会 長 年 月 姓 名 通 話 先 通 話 先 通 話 先	年 月 姓 名 担当者(役職・氏名) 電話:
--	---------------------------------------

2. 会社組織図

高 速 水 金 (法人の場合は 副 理 事 会 長 年 月 姓 名 通 話 先 通 話 先 通 話 先	年 月 姓 名 担当者(役職・氏名) 電話:
---	---------------------------------------

施設の概要	
区分	住 所 、 所
自社工場	
下請工場	

## 3. 施設の概要

区分	住所・連絡先	面積
自社工場		
下請工場		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4をもとにすること。

新

## 別記様式第3（カーテン、布製ブラインド、幕類、どん帳、合板、工事用シート）

## 防火処理被覆及び器具の説明書

別記様式第3（カーテン、布製ブラインド、幕類、どん帳、合板、工事用シート）

## 防火処理被覆及び器具の説明書

区分	名称(型式)	寸法・能力	台数	備考
1 防炎性被覆	防火被覆等の場合は、所持するための効果を有しない生地。 2 耐炎器具	3 消防器具	4 寸法・能力	5 備考

- 備考
- この用紙の大ざさは、日本工業規格A4とする。
  - 「名称(型式)」欄は、所持している機器ごとに記述すること。
  - 「寸法・能力」欄には、「名称(型式)」欄に記載されている機器又は器具の寸法及び性能の他に、その効果を付与するための説明又は監視の欄。
  - 「消防器具」欄には、「名称(型式)」欄に記載されている機器又は器具の寸法及び性能の他、その効能又は機能によって防火性能を付与するための方法を記述すること。
  - 「寸法・能力」欄には、器具によって防火性能を付与するための方法の記述については、防火性能を付与するための工場についての資料を添付することができます。

区分	名称(型式)	寸法・能力	台数	備考
1 防火被覆等の場合は、所持するための効果を有しない生地。 2 耐炎器具	3 消防器具	4 寸法・能力	5 備考	

備考

- この用紙の大ざさは、日本工業規格A4とする。
- 「名称(型式)」欄は、所持している機器ごとに記述すること。
- 「寸法・能力」欄には、「名称(型式)」欄に記載されている機器又は器具の寸法及び性能の他に、その効果を付与するための説明又は監視の欄。
- 「消防器具」欄には、「名称(型式)」欄に記載されている機器又は器具の寸法及び性能の他、その効能又は機能によって防火性能を付与するための方法を記述すること。
- 「寸法・能力」欄には、器具によって防火性能を付与するための方法の記述については、防火性能を付与するための工場についての資料を添付することができます。

## 別記様式第4(じゅうたん等)

## 防災処理設備及び器具の説明書

別記様式第4(じゅうたん等) 防災処理設備及び器具の説明書

位 序	分 類	操作(操作)	寸法・能力	台数	備 考
イ 消防に必要な器具	消防用器具の調査に必要な器具(刃物、その他の) ハ 火災時に消防性能を手に入ることができる器具及び器具				

備考

- この用紙の大さきは、日本工業規格A4とすること。
- 「名称(型式)」の欄は、所有している個體ごとに列記すること。
- 該機器のうち防災性能を有するための處理を要しない生地、その他の材料を製造する者にあっては、「防火対策を付与するための設備」の欄は記載しないこと。
- 「防災設備の調査に必要な器具」の欄は、それを該当する箇所に○印を付し、「その他の」の欄には、備考欄で防災設備を明記した後該欄の跡入を記入すること。
- 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具によって防災性能を付与するための方法及び設備又は器具の保守点検の方法を記載すること。

工団についての資料を記入することがでできる。

位 序	分 類	名称(型式)	寸法・能力	台数	備 考
イ 消防に必要な器具	消防用器具の調査に必要な器具(刃物、その他の) ロ 防災設備の調査に必要な器具(刃物、その他の)				

備考

- この用紙の大さきは、日本工業規格A4とすること。
- 「名称(型式)」の欄は、所有している個體ごとに列記すること。
- 該機器のうち防災性能を有するための處理を要しない生地、その他の材料を製造する者にあっては、「防火対策を付与するための設備」の欄は記載しないこと。
- 「防災設備の調査に必要な器具」の欄は、それを該当する箇所に○印を付し、「その他の」の欄には、備考欄で防災設備を明記した後該欄の跡入を記入すること。
- 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具によって防災性能を付与するための方法及び設備又は器具の保守点検の方法を記載すること。

工団についての資料を記入することがでできる。

新

別記様式第5 (カーテン、布製ブラインド、幕類、どんぐ、合板、工事用シート)

品質管理のための機器の説明書

品 分	全称(型式)	寸法・能力	台数	備考
イ 防炎性遮断器 (所持、その他)				
ロ 耐燃性 試験機 (所持、その他)				

備考

- 1 この機械の大ささは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「名称」欄は、所持している器ごとに列記すること。
- 3 「生産者」欄は、製造業者又は販売業者に記入すること。
- 4 「寸法・能力」欄には、「耐燃性試験機」の場合は、それが該機器する箇所に〇印を付し、「その他」の場合は、「名称」欄には、「名称(型式)」の欄に記載すること。
- 5 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載すること。

- 1 この機械の大ささは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「名称」欄は、所持している器ごとに列記すること。
- 3 「生産者」欄は、製造業者又は販売業者に記入すること。
- 4 「寸法・能力」欄には、「耐燃性試験機」の場合は、それが該機器する箇所に〇印を付し、「その他」の場合は、「名称」欄には、「名称(型式)」の欄に記載すること。
- 5 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載すること。

- 1 この機械の大ささは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「名称」欄は、所持している器ごとに列記すること。
- 3 「生産者」欄は、製造業者又は販売業者に記入すること。
- 4 「寸法・能力」欄には、「耐燃性試験機」の場合は、それが該機器する箇所に〇印を付し、「その他」の場合は、「名称」欄には、「名称(型式)」の欄に記載すること。
- 5 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載すること。

品質管理のための機器の説明書

区 分	名称(型式)	寸法・能力	台数	備考
イ 防炎性遮断器 (所持、その他)				

- 1 この機械の大ささは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「名称」欄は、所持している器ごとに列記すること。
- 3 「生産者」欄は、製造業者又は販売業者に記入すること。
- 4 「寸法・能力」欄には、「耐燃性試験機」の場合は、それが該機器する箇所に〇印を付し、「その他」の場合は、「名称」欄には、「名称(型式)」の欄に記載すること。
- 5 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載すること。

新

日

## 別記様式第6（じゅうたん等）

## 品質管理のための機器及び器具の説明書

区分	名称(型式)	寸法・能力	台数	備考
品質管理のための機器 （所有、その他の 防災性別種別選択用語）				

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「名称(型式)」欄は、所持している機器ごとに列記すること。

3 「防災性別種別選択用語」欄は、「防災性別種別選択用語」欄に該当する機器ごとに列記すること。

4 「寸法・能力」欄には、「名称(型式)」欄に該当する機器ごとに列記すること。

5 「台数」欄には、「名称(型式)」欄に該当する機器ごとに列記すること。

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 「名称(型式)」欄は、所持している機器ごとに列記すること。  
3 「防災性別種別選択用語」欄は、「防災性別種別選択用語」欄に該当する機器ごとに列記すること。  
4 「寸法・能力」欄には、「名称(型式)」欄に該当する機器ごとに列記すること。  
5 「台数」欄には、「名称(型式)」欄に該当する機器ごとに列記すること。

## 品質管理のための機器及び器具の説明書

区分	名称(型式)	寸法・能力	台数	備考
品質管理のための機器 （所有、その他） （防災性別種別選択用語）				

備考  
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 「名称(型式)」欄は、所持している機器ごとに列記すること。  
3 「防災性別種別選択用語」欄は、「防災性別種別選択用語」欄に該当する機器ごとに列記すること。  
4 「寸法・能力」欄には、「名称(型式)」欄に該当する機器ごとに列記すること。  
5 「台数」欄には、「名称(型式)」欄に該当する機器ごとに列記すること。

新

日

別記様式第 7

専門技術者配置説明書

下記のとおり防災表示を付する者の登録の基準第3章第4号に規定する専門技術者を品質管理部門に置いています。

氏名	生年月日	住所	学年	防災処理又は研究の専事期間	備考

備考  
この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 ですること。

2 専門技術者の「氏名」の下に、所属部署を記載すること。

3 「学年」の欄には、工芸科や学部に関する学年又は講習会名を記載し、卒業証明書(写)を添付すること。

4 「防災処理又は研究の専事期間」の欄には、防災処理又は研究に従事した年月日を追直して記載すること。

5 登録基準第3、4(1)及び(2)に該当しない者を専門技術者とする場合は、備考欄にその旨を記載し、その者が専門加工のため外局調査及び検査をすることを証する書類等を添付すること。

別記様式第 7

専門技術者の配置並びに防災物品の受入、提出記録の範囲

1. 専門技術者の配置状況

氏名	生年月日	住所	学年	防災処理又は研究の専事期間	備考

2. 受入、提出の記録の様式

年月日	防災物品の名前	受入	受入先	提出	提出先	備考	防災性能の結果

- 備考  
1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 ですること。  
2 「専門技術者の「氏名」の下に、所属部署を記載すること。  
3 「学年」の欄には、工芸科や学部に関する学年又は講習会名を記載し、卒業証明書(写)を添付すること。  
4 「防災処理又は研究の専事期間」の欄には、防災処理又は研究に従事した年月日を追直して記載すること。  
5 登録基準第3、4(1)及び(2)に該当しない者を専門技術者とする場合は、備考欄にその旨を記載し、その者が専門加工のため外局調査及び検査をすることを証する書類等を添付すること。
- 1 専門技術者の「氏名」の下に、所属部署を記載すること。  
2 「学年」の欄には、工芸科や学部に関する学年又は講習会名を記載し、卒業証明書(写)を添付すること。  
3 「防災処理又は研究の専事期間」の欄には、防災処理又は研究に従事した年月日を追直すること。  
4 「防災性能の結果」欄には、防災性能を評価すること。  
5 登録基準第3、4(1)及び(2)に該当しない者を専門技術者とする場合は、備考欄にその旨を記載し、その者が専門加工のため外局調査及び検査をすることを証する書類等を添付すること。



新

日

別冊記様式第9

防炎物品の受け入れ管理及び払出手管理方法の説明書

1 防炎物品の受け入れ管理及び払出手管理方法  
(防炎物品の受け入れ管理及び払出手管理は通常に行うとともに、2の様式の例により、その内容を記録する。)

2 受入及び払出手の記録の様式  
(様式の一例)

年 月 日	防炎 物 品 種類及び名 称	貯量	受 入	私 出	在庫 残量	備 考
空入先	貯量	空出先	貯量	空出先	貯量	備 考

備考 この様紙の大差さは、日本工業規格A4とすること。

		新	防炎表示を付する者の登録の基準等の運用上の留意事項
第1	防炎表示を付する者の登録の基準及び登録認証 趣旨	旧	防炎表示を付する者の登録の基準等の運用上の留意事項
第1	本留意事項は、「防炎表示を付する者の登録の基準及び登録認証機関に申込みをしたことを証する書類をもつて代えることができる添付書類を定める件(平成12年消防庁告示第9号。以下「登録基準」という。)及び「防炎性能に係る耐洗たく性能の基準(昭和48年消防庁告示第11号。以下「耐洗たく性能の基準」という。)」を運用するにあたって必要となる留意事項を定めるものとする。	第1	本留意事項は、「防炎表示を付する者の登録の基準及び登録認証機関に申込みをしたことを証する書類をもつて代えることができる添付書類を定める件(平成12年消防庁告示第9号。以下「登録基準」という。)及び「防炎性能に係る耐洗たく性能の基準(昭和48年消防庁告示第11号。以下「耐洗たく性能の基準」という。)」を運用するにあたって必要となる留意事項を定めるものとする。
第2	防炎表示を付する者の登録の基準の運用上の留意事項 1 登録基準第3の製造業者	第2	防炎表示を付する者の登録の基準の運用上の留意事項 1 登録基準第3の製造業者
第2	防炎表示を付する者の登録の基準の運用上の留意事項 1 登録基準第3の製造業者	(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(1)	(4) 防炎性能を測定するための機器とは、消防法施行規則(昭和36年省令第6号。以下「規則」という。)第4条の3第4項から第7項までに規定する燃焼試験装置、恒温乾燥器、デシゲーターその他燃焼試験の種別に応じてそれ必要な器具をいうものであること。	(4) 防炎性能を測定するための機器とは、消防法施行規則(昭和36年省令第6号。以下「規則」という。)第4条の3第3項、第4項及び第5項に規定する燃焼試験装置、恒温乾燥器、デシゲーターその他燃焼試験の種別に応じてそれ必要な器具をいうものであること。	
(2)	(5) 現に使用している洗たく機については、耐洗たく性能の基準の第3に定める水洗い洗たく機及びドライクリーニング機の基準に適合しないものであっても消防庁が、当該基準に適合する洗たく機と同等以上の性能を有すると認めるものについては、当分の間、洗たく試験に使用できるものであること。なお、耐洗たく性能の基準に適合しない生地その他の材料又は耐洗たく性能試験を行わない防炎物品である生地その他の材料については、規則別表第1の2の2の防炎表示の様式のうち「洗濯をした場合は要防炎処理」を付記した表示を付すことを要しないものであること。	(5) 現に使用している洗たく機については、耐洗たく性能の基準の第3に定める水洗い洗たく機及びドライクリーニング機の基準に適合しないものであっても消防庁が、当該基準に適合する洗たく機と同等以上の性能を有すると認めるものについては、当分の間、洗たく試験に使用できるものであること。なお、耐洗たく性能の基準に適合しない生地その他の材料又は耐洗たく性能試験を行わない防炎物品である生地その他の材料については、規則別表第1の2の2の防炎表示の様式のうち「洗濯をした場合は要防炎処理」を付記した表示を付すことを要しないものであること。	
(3)	(6)～(10) (略)	(6)～(10) (略)	
(4)	2～5 (略)	2～5 (略)	

新	旧
第3 防炎性能に係る耐洗たく性能の基準の運用上の留意事項 1 この耐洗たく性能基準は、防炎物品（カーテンその他これに類する幕類）に規則別表第1の2の2に掲げる4種類の防炎表示のうち、いざれを付すべきかを判定するためのものであること。 2～3 (略) 4 試験体の大きさが、規則第4条の3第4項に規定している燃焼試験の際の大きさよりも周囲5センチメートルずつ大きいのは、洗たくによる布のほぐれを考慮したものであるが、著しいほぐれを起すおそれのある布にあっては、あらかじめ試験体の周囲のほぐれを防止する措置を施すこと。 5～9 (略)	第3 防炎性能に係る耐洗たく性能の基準の運用上の留意事項 1 この耐洗たく性能基準は、防炎物品（カーテンその他これに類する幕類）に規則第4条の4別表第1に掲げる4種類の防炎表示のうち、いざれを付すべきかを判定するためのものであること。 2～3 (略) 4 試験体の大きさが、規則第4条の3第4項及び第7項に規定している燃焼試験の際の大きさより周囲5センチメートルずつ大きいのは、洗たくによる布のほぐれを考慮したものは、あらかじめ試験体の周囲のほぐれを防止する措置を施すこと。 5～9 (略)
第4	第4 (略)

## 防炎表示者登録要綱

### 第1 趣旨

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の4第1項第1号の防炎表示を付する者（以下「防炎表示者」という。）の登録については、規則第4条の4第2項から第7項及び第4条の5第2項に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2 登録申請

#### 1 消防庁長官への申請

- (1) 規則第4条の4第2項の規定により防炎表示者の登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録申請書作成要領により申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を作成し、消防庁長官に申請をしなければならない。
- (2) 登録確認機関に防炎性能の確認の申込み（規則第4条の5第2項の規定によるもの。以下同じ。）をする場合に、その旨を証する書類として添付する書類は、当該登録確認機関が発行したもので、次の事項が記載され、登録申請者及び当該登録確認機関の印が付された書類又はその写しであること。

- ア 登録申請者の名称、住所
- イ 登録確認機関の名称
- ウ 確認の申込みを受けた年月日
- エ 確認を行う防炎対象物品又はその材料の種類
- オ 確認の対象となる業種

#### 2 消防庁長官による登録の審査

- (1) 消防庁長官は、(1)の申請を受理したときは、申請者が防炎物品の製造、処理、裁断、施工、縫製又は輸入販売（以下「製造等」という。）を行う工場、事業場又は店舗（以下「事業場等」という。）の所在する全ての市町村について、その区域を管轄する消防本部の消防長（消防本部を置いていない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）に対し、通知をすることとする。
- (2) 消防長は、(1)の通知を受けたとき、申請内容の確認等を行い、消防庁長官あてに当該通知に係る登録についての意見を提出することができる。なお、意見書の記載内容については、別記様式第1を参考とする。また、意見書を提出するにあたって事業場等に調査を行うときには、当該調査の対象となる申請者が規則第4条の5第2項の規定に基づき登録確認機関に申込みをしている場合に登録確認機関の調査を同時期に受けること等があるので、申請者の負担軽減に配慮するものとする。
- (3) 消防庁長官は、登録の申請を受けたときは、登録申請者が「防炎表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成12年消防庁告示第9号。以下「登録基準」という。）」に適合するか

どうかについて審査し、その結果に基づき、登録申請者を防炎表示者として登録するかどうかを決定するものとする。

### 3 登録手続

- (1) 消防庁長官は、2(3)の規定による登録の審査が終了したときは、登録申請者、2(1)による通知を行った消防長及び登録申請者が登録確認機関に防炎性能の確認の申込みをしている場合にあっては当該登録確認機関に対し、その結果を通知するものとする。
- (2) 消防庁長官は、2(3)の決定により規則第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官の登録を受けた者（以下「登録表示者」という。）に対し、次に定める業種番号、地区番号、業者番号により登録者番号を付与するものとする。
- ア 業種番号は、業種別により次のように区分する。
- (ア) A・・・登録基準第3の製造業者
  - (イ) B・・・登録基準第5の製造業者又は防炎処理業者
  - (ウ) C・・・登録基準第4の防炎処理業者
- D・・・〃 (吹き付けにより防炎性能を与える者)
- (エ) E・・・登録基準第7の裁断・施工・縫製業者
  - (オ) F・・・登録基準第6の輸入販売業者

イ 地区番号は、各都道府県ごとにそれぞれ次のように区分するものとする。

- |       |      |      |       |       |
|-------|------|------|-------|-------|
| ①一北海道 | ②一青森 | ③一岩手 | ④一宮城  | ⑤一秋田  |
| ⑥一山形  | ⑦一福島 | ⑧一茨城 | ⑨一栃木  | ⑩一群馬  |
| ⑪一埼玉  | ⑫一千葉 | ⑬一東京 | ⑭一神奈川 | ⑮一新潟  |
| ⑯一富山  | ⑰一石川 | ⑱一福井 | ⑲一山梨  | ⑳一長野  |
| ㉑一岐阜  | ㉒一静岡 | ㉓一愛知 | ㉔一三重  | ㉕一滋賀  |
| ㉖一京都  | ㉗一大阪 | ㉘一兵庫 | ㉙一奈良  | ㉚一和歌山 |
| ㉛一鳥取  | ㉜一島根 | ㉝一岡山 | ㉞一広島  | ㉟一山口  |
| ㉜一徳島  | ㉝一香川 | ㉞一愛媛 | ㉟一高知  | ㉛一福岡  |
| ㉜一佐賀  | ㉝一長崎 | ㉞一熊本 | ㉟一大分  | ㉛一宮崎  |
| ㉜一鹿児島 | ㉝一沖縄 |      |       |       |

ウ 登録者番号の表記方法は、次の例によるものとする。

業種番号 地区番号 業者番号

A - ① - 1

### 第3 変更届出

登録表示者は、規則第4条の4第5項の規定により、申請書等に記載した事項を変更しようとするときは、次に規定する方法で、別記様式第2の変更届出書により消防庁長官に届け出るものとする。

#### 1 変更届によらない場合

次の場合には、変更届出で処理することなく、新たに登録申請を行うものとし、合わせて第4

に示すように、廃業等届出を行うものとする。

- (1) 個人として登録されている者の場合の名義変更若しくは法人への組織変更、法人として登録されている者の場合の組織変更(有限会社から株式会社への組織変更等をいう。)又はその他の同様の組織変更の場合
- (2) 防炎物品の製造等の業種を変更、追加又は削減する場合

## 2 変更届による場合

次の変更是、別記様式第2の変更届出書により届出を行うものとする。

### (1) 申請書の記載事項の変更

- ① 申請者の住所(住居表示の変更によるものを除く。)
- ② 代表者氏名
- ③ 名称
- ④ 裁断・施工・縫製業以外の場合には、表示を付そうとする防炎物品の種類の変更、追加
- ⑤ 工場、事業場又は店舗の変更、追加。下請、委託等に係るものを含む。
- ⑥ 工場、事業場又は店舗の住所変更及び名称変更

### (2) 申請書の添付書類の変更

- ① 防炎性能を付与するための設備及び器具の変更又は品質管理のための機器の変更については、同機種同等品との交換は含まないものとする。
- ② 品質管理組織
  - ア 品質管理組織を有するものは、申請書等に記載されている部門、構成、人員、職務内容について変更を行う場合。ただし、人員増、職務内容の増加に伴う構成変更については必要ないものとする。
  - イ 品質管理部門を有しないものにあっては、申請書等に記載されている責任者の職名及び氏名について変更を行う場合。ただし、責任者の人員増については必要ないものとする。
- ③ 防炎物品の品質、防炎性能に関する資材の受入検査基準、防炎物品である製品の検査基準、防炎性能の確認の方法及びこれらの結果の記録方法についての変更。
- ④ 申請書等に記載されている専門技術者の変更。ただし、増員の場合は含まないものとする。

## 3 登録事項変更届の受理

- (1) 消防庁長官は、登録の変更の届出を受けたときは、変更事項が登録基準に適合するかどうかについて調査し、登録内容を変更する。
- (2) 消防庁長官は、(1)の調査を行うときに、変更の内容が重大な変更であると認めるときは、第2、2(1)に準じて通知を行うとともに、登録確認機関に防炎性能の確認の申込みを行っている旨の届出が変更前又は変更の届出においてなされている場合にあっては当該登録確認機関に報告を求ることとする。
- (3) 消防庁長官は、(1)の規定により登録内容の変更を行ったときは、第2、3(1)に準じて通知するものとする。

登録された者が廃業する場合、組織変更を行い、新たに申請を行う場合又は業種の変更等を行う場合には別記様式第3の防炎表示を付する者の廃業等届出書により、廃業等した旨を届け出るものとする。

- 1 組織の変更等又は業種の変更等を行い、新たに登録を申請しようとする者は、登録申請書と合わせて廃業等届出を提出するものとするが、極力同時にを行うようにされたい。
- 2 消防庁長官は、廃業等届出を受けた場合においては、登録の取消しを行い、第2、3(1)に準じて通知するものとする。

## 第5 登録の取消し

- 1 消防庁長官は、消防長、登録確認機関その他の者から、次に掲げる登録表示者についての情報を得たときは、当該情報について、事実関係の調査を行うものとする。
  - (1) 防炎性能を有していない物品を防炎物品として製造等している登録表示者
  - (2) 規則第4条の4第6項の各号のいずれかに該当している登録表示者
- 2 消防庁長官は、1の調査の結果、登録表示者が規則第4条の4第6項第1号又は第3号に該当していることが明らかとなった場合、当該登録表示者に対し適切な改善計画の提出を求めるものとする。
- 3 消防庁長官は、登録表示者が次のいずれかに該当する場合には、当該登録表示者の登録を取り消すものとする。
  - (1) 2の改善計画を提出しない場合
  - (2) 提出された改善計画による改善が困難であると認められる場合
  - (3) 改善計画が実施された後も規則第4条の4第6項第1号又は第3号に該当している場合
  - (4) 1の調査の結果規則第4条の4第6項第2号に該当することが明らかとなった場合
- 4 消防庁長官は、登録の取消しを行ったときは、その旨を官報に公示するとともに、第2、3(1)に準じて通知するものとする。

## 別記様式第1

## 防炎登録に関する意見（例）

消防庁長官 殿

消防本部 消防長 印

平成 年 月 日

申請者	住所	〒			
	申請者名				
	代表者名 (担当者名)	電話番号			
区分	項目		添付書類上の 記載箇所	評価	備考
基礎的体制	防炎性能を 与える設備 等	1 鑑別に必要な器具の有無 2 防炎薬剤の調合に必要な器具の有無 3 防炎性能を与えるための設備等の有無	別記様式第 3イ・4イ 別記様式第 3ロ・4ロ 別記様式第 3ハニホ 4ハ		
	専門技術者	4 所定の専門技術者の配置の有無	別記様式第 7		
	品質保証体制	品質管理の ための設備 等	5 防炎性能測定機器の有無 6 耐洗たく性能に係る試験機の有無 7 品質管理（受入検査、払出検査を含 む。）に関するマニュアルの有無	別記様式第 5イ・6イ 別記様式第 5ロ 別記様式第 8	
受入管理 払出管理		8 受入、払出の記録を整理して保管する ことができるこ	別記様式第 9		
その他		9 適合・不適合品の分別が能够すること			
評価の他 理由見 等					

## 備考

- 1 「評価」欄には、各項目が申請書等と相違がないときに○印を、相違があったときは×印をつける。
- 2 ×印を付けたときは、その理由等を記載すること。

## 別記様式第2

## 防炎表示者登録事項変更届出書

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

届出者住所

〒

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

防炎表示者としての登録事項を変更したいので、下記により届け出ます。

記

防炎表示者の業種		
登録者番号		
登録時又は前回変更後の 防炎性能の確認方法 (いずれかに○印)	① 登録確認機関による。 <u>登録確認機関名 :</u> ② 自ら行う。	
変更事項		
変更前	変更後	変更理由
※受付欄	※経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 防炎性能を与えるための処理、品質管理等のための設備又は機械器具の状況等を変更するときは、適宜必要な書類を添付すること。
- 3 変更後に登録確認機関に防炎性能の確認を行わせる場合には、登録確認機関に確認の申込みをした旨を証する書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと

## 別記様式第3

## 防炎表示を付する者の廃業等届出書

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

届出者住所

〒

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

防炎表示を付する者としての業を廃業等したいので、下記により届け出ます。

記

住 所	
法人の場合は名称 氏名 及び代表者 氏名	
防炎性能の確認方法	① 登録確認機関( )による。 ② 自ら行う。
廃業等する業種	
登録者番号	
廃業等理由	
※ 受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 防炎性能の確認方法の欄は、いずれか該当する番号に○印をつけ、登録確認機関に行わせることとしている場合には登録確認機関名を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと

## 登録申請書作成要領

### 第1 申請書について

- 1 業種の欄は、1から4までの該当するものすべてを○印で囲むこと。  
なお、それぞれの業種は「防炎表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成12年消防庁告示第9号。以下「登録基準」という。）」に掲げるものに従い、次によること。
  - (1) 製造業 登録基準第3の製造業者又は第5の合板の製造業者
  - (2) 防炎処理業 登録基準第4の防炎処理業者又は登録基準第5の合板の防炎処理業者
  - (3) 輸入販売業 登録基準第6の輸入販売業者
  - (4) 裁断・施工・縫製業 登録基準第7の裁断・施工・縫製業者
- 2 表示を付そうとする防炎物品の種類の欄は、該当するものすべてを○印で囲むこと。また、防炎処理業、輸入販売業については、防炎対象物品又は材料の別に「材料」又は「物品」を○印で囲むこと。（両方とも取扱うものについては「材料」及び「物品」の両方を○印で囲むこと。）裁断・施工・縫製業については、表示を付そうとする防炎物品の種類を問わないため、空欄でよいものとする。
- 3 防炎物品の製造、処理、裁断、施工、縫製又は輸入販売を行う工場、事業場又は店舗の名称及び所在地の欄は、それぞれ製造、処理、裁断、施工、縫製、輸入販売の区分ごとにこれらに対応するすべての工場、事業場、店舗等の名称、所在地を記入すること。  
この場合、申請者所有のもの以外のもの（下請け、委託等に關係のあるもの）については、その旨をかっこ書きで記入すること。なお、申請書に書ききれないときは、別紙に記入して添付すること。

### 第2 添付書類について

- 1 第1、1(1)から(3)までに掲げる業種にあっては、次によること。
  - (1) 申請者の営業概要  
申請者の商号、資本金（法人の場合）、創業年月、従業員数、連絡先、会社組織の概要（法人の場合）、主な施設の概要（事務所、工場、営業所、倉庫、その他下請先の関連部分を含む。）を別記様式第1に記載すること。
  - (2) 登録基準第2の登録の欠格事項に該当しない旨の誓約書  
別記様式第2に基づいて作成したものであること。
  - (3) 防炎処理設備及び器具等の説明書  
業種の区分ごとに別記様式第3又は第4に基づいて作成したものであること。
  - (4) 品質管理の機器等について  
防炎性能の確認を自ら行うこととする場合にあっては、業種の区分ごとに別記様式第5又は第6に基づいて作成した品質管理の機器等の説明書を添付すること。なお、防炎性能の確

認を登録確認機関に継続的に行わせることとしている場合には、その旨を証する書類を防炎表示者登録要綱第2、1(2)により消防庁長官に提出すること。

(5) 専門技術者配置説明書

別記様式第7に基づいて作成したものであること。なお、第1、1(3)に掲げる業種にあっては、当該説明書は不要であること。

(6) 防炎物品の品質管理方法の説明書

別記様式第8に基づいて作成したものであること。

2 第1、1(4)に掲げる業種にあっては、次によること。

(1) 申請者の営業概要

申請者の商号、資本金（法人の場合）、創業年月、工場所在地、従業員数、連絡先、下請業者の概要（名称、住所、設備）を別記様式第1に記載すること。

(2) 登録基準第2の登録の欠格事項に該当しない旨の誓約書

別記様式第2に基づいて作成したものであること。

(3) 防炎物品の受入管理及び払出管理方法の説明書

別記様式第9に基づいて作成したものであること。

別記様式第1

申請者の営業概要

1 会社概要

商 号	
資本金（法人の場合）	千円
創 業 年 月	年 月
従 業 員 数	名
連 絡 先	担当者（役職・氏名） 電 話： — — —

2 会社組織図

--	--	--

3 施設の概要

区分	住 所・連絡先	備 考
自 社 工 場		
下 請 工 場		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2

## 誓 約 書

申請者及び申請者の役員は、防炎表示を付する者の登録の基準第2に規定されている登録の欠格事項に該当しないことを誓約します。

平 成 年 月 日

申 請 者

住 所 〒

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

消 防 庁 長 官 殿

別記様式第3（カーテン、布製ブラインド、幕類、どん帳、合板、工事用シート）

防炎処理設備及び器具の説明書

区分	名称（型式）	寸法・能力	台数	備考
防炎性能を付与するための設備及び器具	イ 鑑別に必要な器具 ロ 防炎薬剤の調合に必要な器具 ハ 浸漬、脱水、乾燥設備 ニ 噴霧器 ホ 貼り合わせ設備、器具			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「名称（型式）」の欄は、所有している機器ごとに列記すること
- 製造業者のうち防炎性能を与えるための処理を要しない生地、その他の材料を製造する者にあっては、「防炎処理を付与するための設備及び器具」の欄は記載しないこと。
- 「寸法・能力」の欄には、「名称（型式）」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具によって防炎性能を付与するための方法及び設備又は器具の保守点検の方法を記載すること。  
ただし、設備又は器具によって防炎性能を付与するための方法の記載については、防炎性能を付与するための工程についての資料を添付することで代えることができる。

別記様式第4（じゅうたん等）

防炎処理設備及び器具の説明書

区分	名称（型式）	寸法・能力	台数	備考
防炎性能を付与するための設備及び器具	イ 鑑別に必要な器具			
	ロ 防炎薬剤の調合に必要な器具 (所有、その他)			
	ハ 均一に防炎性能を与えることができる設備			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「名称（型式）」の欄は、所有している機器ごとに列記すること。
- 3 製造業者のうち防炎性能を与えるための処理を要しない生地、その他の材料を製造する者にあっては、「防炎処理を付与するための設備及び器具」の欄は記載しないこと。
- 4 「寸法・能力」の欄には、「名称（型式）」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具によって防炎性能を付与するための方法及び設備又は器具の保守点検の方法を記載すること。  
ただし、設備又は器具によって防炎性能を付与するための方法の記載については、防炎性能を付与するための工程についての資料を添付することで代えることができる。

別記様式第5（カーテン、布製ブラインド、幕類、どん帳、合板、工事用シート）

品質管理のための機器の説明書

区分	名称（型式）	寸法・能力	台数	備考
品質管理のための機器	イ 防炎性能測定機器 (所有、その他)  ロ 耐洗たく性能に係る試験機 (所有、その他)			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「名称（型式）」の欄は、所有している機器ごとに列記すること。
- 3 カーテン及び幕類以外の製造業者又は防炎処理業者にあっては、「品質管理のための機器」の欄中耐洗たく性能に係る試験機は記載しないこと。
- 4 「防炎性能測定機器」及び「耐洗たく性能に係る試験機」の欄は、それぞれ該当する箇所に○印を付し、「その他」の場合には、備考欄に機器借受先又は隨時依頼する試験機関名を記載すること。
- 5 「寸法・能力」の欄には、「名称（型式）」の欄に記載されている機器の寸法及び性能の他に、その機器の品質管理に対する使用方法及び校正の方法を記載すること。

別記様式第6（じゅうたん等）

品質管理のための機器の説明書

区分	名称（型式）	寸法・能力	台数	備考
品質管理のための機器 イ 防炎性能測定機器 (所有、その他)				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「名称（型式）」の欄は、所有している機器ごとに列記すること。
- 3 「防炎性能測定機器」の欄は、該当する箇所に○印を付し、「その他」の場合には、備考欄に機器借受先又は隨時依頼することができる試験機関名を記載すること。
- 4 「寸法・能力」の欄には、「名称（型式）」の欄に記載されている機器の寸法及び性能の他に、その機器の品質管理に対する使用方法及び校正の方法を記載すること。

別記様式第7

専門技術者配置説明書

下記のとおり防炎表示を付する者の登録の基準第3第4号に規定する専門技術者を品質管理部門に置いています。

記

氏名	生年月日	住所	学歴	防炎処理又は研究の従事期間	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 専門技術者の「氏名」の下に、所属部署を記載すること。
- 3 「学歴」の欄には、工業化学等に関する学科又は課程を修了した学校名又は課程名を記載し、卒業証明書(写)を添付すること。
- 4 「防炎処理又は研究の従事期間」の欄には、防炎処理又は研究に従事した年月数を通算して記載すること。
- 5 登録基準第3、4(1)及び(2)に該当しない者を専門技術者とする場合には、備考欄にその旨を記載し、その者が防炎加工のための知識及び技能を有することを証する書類等を添付すること。

## 別記様式第8

### 防炎物品の品質管理方法の説明書

#### 1 品質管理組織

##### ① 組織図

(品質管理部門、生産等に携わる部門等の組織での位置づけを明らかにする。)

##### ② 責任者の所属、役職及び氏名

(品質管理(受入、派出、防炎性能の確認)の責任者の所属、役職及び氏名を明らかにする。)

品質管理責任者 (所属) \_\_\_\_\_ (役職) \_\_\_\_\_  
(氏名) \_\_\_\_\_

#### 2 検査基準

##### (1) 検査の方法

###### ① 検査項目及び検査基準

(検査をどのような試験方法により行うかを明らかにする。例:消防法施行規則第4条の3第〇項第〇号に定める試験方法。)

###### ② 検査方式及び判定基準

(検査の対象となる防炎対象物品等の抜取りの方法を明らかにする。)

(抜き取りの方法、判定の基準を明らかにする。例:日本工業規格JISZ9015の抜取検査による。)

###### ③ 不合格となったロットの処理

検査に合格したロットについては、防炎性能を有していると認め、防炎ラベルの貼付を行うこととする。

また、不合格となったロットについても適切な措置を行うものとする。

(検査合格、不合格時の処理を規定する。)

##### (2) 検査及び検査結果の判定を行う者

(検査を行う者、検査結果を判定する者の要件(学歴、役職等の要件)を明らかにする。防炎性能の確認(検査及び検査結果の判定を含む。)を登録確認機関に行わせる場合には、者の要件に代えてその機関の名称を記載する。)

#### 3 書類の管理

##### ① 記録の保存方法及び保存期間

検査の結果等は、ファイルにつづり、\_\_\_\_\_年間保存する。

(検査結果、判定結果の記録の保存方法、保存期間を明らかにする。)

##### ② 保管場所

本方法書及び検査の結果等のファイルは、\_\_\_\_\_に保管することとする。

(保管を行う場所(事務所等)を明らかにする。)

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第9

防炎物品の受入管理及び払出管理方法の説明書

1 防炎物品の受入管理及び払出管理の方法  
(防炎物品の受入管理及び払出管理は適切に行うとともに、2の様式の例により、その内容を記録する。)

2 受入及び払出の記録の様式  
(様式の一例)

年月日	防炎物品 の 種類及び名称	受入		払出		在庫 数量	備考
		数量	受入先	数量	払出先		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 防炎表示を付する者の登録の基準等の運用上の留意事項

## 第1 趣旨

本留意事項は、「防炎表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成12年消防庁告示第9号。以下「登録基準」という。）」及び「防炎性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年消防庁告示第11号。以下「耐洗たく性能の基準」という。）」を運用するにあたって必要となる留意事項を定めるものとする。

## 第2 防炎表示を付する者の登録の基準の運用上の留意事項

## 1 登録基準第3の製造業者

- (1) 製造業者とは、防炎物品の生地その他の材料の製造(製造過程における防炎性能を付与するための処理を含む。)を自ら又は下請け等により行うとともに、防炎表示を付し、当該物品の品質に関し責任を負う者をいうものであること。
- (2) 防炎性能を与えるとする生地その他の材料の鑑別に必要な器具とは、顕微鏡、試薬(塩酸、硫酸)等をいうものであり、防炎薬剤の調合に必要な器具とは、計量計、比重計等をいうものであること。
- (3) ジュウタン等に均一に防炎性能を与えることができる設備とは防炎薬剤を混入した接着剤を均一に塗布する設備等をいうものであること。
- (4) 防炎性能を測定するための機器とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の3第4項から第7項に規定する燃焼試験装置、恒温乾燥器、デシケーターその他燃焼試験の種別に応じてそれぞれ必要な器具をいうものであること。
- (5) 現に使用している洗たく機については、耐洗たく性能の基準の第3に定める水洗い洗たく機及びドライクリーニング機の基準に適合しないものであっても消防庁が、当該基準に適合する洗たく機と同等以上の性能を有すると認めるものについては、当分の間、洗たく試験に使用できるものであること。なお、耐洗たく性能の基準に適合しない生地その他の材料又は耐洗たく性能試験を行わない防炎物品である生地その他の材料については、規則別表第1の2の2の防炎表示の様式のうち「洗濯をした場合は要防炎処理」を付記した表示を付すこととなるが、この場合の製造業者にあっては、洗たく試験機を要しないものであること。
- (6) 適正な品質管理を行うことができる組織とは、品質管理に関する権限及び責任の所在が明らかであり、かつ、防炎物品に関して実質的に一定の機能を有する機構をいうものであること。
- (7) 資材の受入検査基準、製品検査基準及びこれらの検査結果の記録方法とは、(6)の機能を果たすために品質管理を行う組織によって実施されるものであり、他社又は他部門より資材を受入する際の品質、形状等の検査方法及びその基準、防炎物品の製造、処理の過程及び完了時における品質、形状等の検査その他の防炎性能の確認の方法及びその基準並びにこれ

らの検査結果等の記録及び保存に関する方法であること。

- (8) 専門技術者の要件のうち、工業化学に関する学科又は課程とは、工業化学、化学工業、応用化学、高分子化学、合成化学、繊維工学等の学科又は課程をいうものであること。
- (9) 登録基準第3、4(3)に規定される消防庁長官が認めた者とは、防炎加工を行うために必要な知識及び技能を修得したものとして、消防庁長官が認める者であること。
- (10) 専門技術者は、品質管理部門のみに限定されるものでなく、防炎物品の製造を担当する部門に置くことができるものであること。

## 2 登録基準第4の防炎処理業者

- (1) 防炎処理業者とは、防炎性能を有しない生地その他の材料に防炎性能を付与するための処理をする者及びカーテン、どん帳等の防炎対象物品に防炎性能を付与するための処理を行う者をいうものであること。
- (2) 防炎対象物品に防炎性能を与えるために使用する防炎薬剤は、法令等により防炎加工薬剤としての使用を禁じられた薬剤に該当しないものであること。
- (3) 浸漬することにより防炎性能を与えることが困難なものとは、どん帳、幕類等で、浸漬設備では均質及び円滑に防炎性能を付与するための処理ができないものをいうこと。したがって、噴霧器による吹き付け処理は、カーテン等の防炎対象物品については、認められないものであること。ただし、消防機関が立会う場合にあっては、この限りでない。
- (4) 品質管理を行うことができる組織については、品質管理部門を有している者にあっては第2、1(6)に準じ、品質管理部門を有していない者にあっては、品質管理に関する責任者を有していること。
- (5) ジュウたん等については現在のところ製造工程において防炎性能が付されており、後処理することにより防炎性能を与えるものはないため、ジュウたん等については防炎処理業者はないものであること。

## 3 登録基準第5の合板の製造業者又は防炎処理業者

- (1) 合板の製造業者又は防炎処理業者とは、防炎性能を有する合板を製造する者又は防炎性能を有しない合板に防炎性能を与えるための処理をするとともに、防炎表示を付す者をいうものであること。
- (2) 防炎性能を与えようとする合板の鑑別に必要な器具とは、合板用引張り試験機、含水率計、ノギス等をいい、防炎薬剤の調合に必要な器具とは、計量計、比重計等をいうものであること。
- (3) 専門技術者の要件のうち、工業化学に関する学科又は課程としては、工業化学、化学工業、応用化学、高分子化学、合成化学、繊維工学、林学又は林産学の学科又は課程をいうものであること。

## 4 登録基準第6の輸入販売業者

- (1) 輸入販売業者とは、防炎対象物品又はその材料を輸入し、その防炎性能を確認して防炎物品として販売する者をいい、輸入され、防炎物品として確認されたものを買い入れ、そのまま販売する者は輸入販売業者には該当しないものであること。また、輸入され、防炎物品と

して確認されたものを買い入れ、そのまま販売せず、材料等を切売りする場合は、5に示す裁断・施工・縫製業者に該当すること。

- (2) 品質管理のための機器について、じゅうたん等のみを輸入販売する者は、耐洗たく性能の基準に規定する試験機は必要ないものであること。

## 5 登録基準第7の裁断・施工・縫製業者

- (1) 裁断・施工・縫製業者とは、防炎性能を有する生地その他の材料からカーテンその他の防炎対象物品を縫製する者、防炎性能を有するじゅうたん等を施工する者、又は防炎性能を有する生地その他の材料を裁断し、切売りする者をいう。縫製とは、カーテン、工事用シート、幕等を作製すること及びじゅうたん等にあってはピースものを作製することを、施工とはじゅうたん等を床、階段等に敷く作業をいう。裁断とは生地その他の材料である原反の一部を切り、2以上の部分にわけることをいい、2以上の部分にわけることによって新たに防炎ラベルの貼付の必要となる行為がともなうものを登録表示者とするものである。また、じゅうたん等にあっては、施工する場合にあらかじめ施工し易いように原反を裁断する者をいうものであること。
- (2) 防炎物品の受入管理及び払出管理の方法とは、防炎物品の取引き年月日、取引き先(小売販売する場合の相手先は除く。)、防炎物品の種類、名称、数量、在庫量、防炎性能の確認の結果その他必要事項を正確に把握するための方法及びその記録の方法であること。

## 第3 防炎性能に係る耐洗たく性能の基準の運用上の留意事項

- 1 この耐洗たく性能基準は、防炎物品(カーテンその他これに類する幕類)に規則別表第1の2の2に掲げる4種類の防炎表示の様式のうち、いずれを付すべきかを判定するためのものであること。
- 2 水洗い洗たく又はドライクリーニングを5回繰り返し行うのは、当該防炎対象物品の耐用年数及び洗たく頻度等を考慮したものであること。
- 3 試験体の数は、水洗い洗たく、ドライクリーニングごとにそれぞれ必要な数であること。
- 4 試験体の大きさが、規則第4条の3第4項に規定している燃焼試験の際の大きさより周囲5センチメートルずつ大きくなっているのは、洗たくによる布のほぐれを考慮したものであるが、著しいほぐれを起すおそれのある布にあっては、あらかじめ試験体の周囲のほぐれを防止する措置を施すこと。
- 5 水洗い洗たく機及びドライクリーニング機の寸法については、それぞれ基準の別図に示したとおりであるが、製作上の形状、寸法の許容誤差は認められるものであること。
- 6 上記5のほか耐洗たく性能の基準に示した各種数値(洗たく回数及びすすぎ回数の数値を除く。)は、標準値であること。なお、温度の数値については、その特殊性から次の範囲まで認めるものであること。

イ 液温 プラスママイナス2度

ロ 乾燥温度 プラスママイナス5度

- 7 ドライクリーニングにおいて、規定の時間洗じょうを行った後において、試験体にパークロ

ルエチレンの添加剤が残留するおそれがあるときは、洗じょうの量と同量のパークロルエチレンですすぎを2回行うこと。

8 洗じょう等に用いたパークロルエチレンは、原則として使用後は廃棄するものであるが、蒸留装置、ろ過装置等を用いて不純分を取り除いたものは、繰り返し使用してさしつかえないものであること。

9 パークロルエチレンは、一般有機溶剤に比して毒性が強く粘膜刺激作用、中枢神経障害等を起こすおそれがあるため、使用時の管理については、次の事項を特に注意されたいこと。

イ パークロルエチレンの蒸気重さは空気の4.8倍程度あることから室内の低位置に換気口を設ける等の配慮をすること。

ロ 空容器等は、常に密栓し、かつ、室外の安全な場所に保管すること。

#### 第4 防炎性能の確認に関する留意事項

防炎性能の確認とは、製造等を行う防炎対象物品またはその材料について、製造等の体制のチェック及び防炎性能試験の結果等に基づき、防炎性能が継続的に安定して確保されていると認めることであること。